

農業者年金で生活の安定を 考えませんか

知って得する農業者年金

あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金 3つのメリット

1 女性に優しい！
奥様も単独で加入
できます

農業者年金の加入には農地の権利名義は必要ありません。ご主人だけの農業者年金加入では、ご主人の死去後は奥様の収入は国民年金だけになってしまいます。奥様も加入することで老後が安心なものになります。家族経営協定がなくても加入できますが、保険料の国庫補助を受けるには家族経営協定の締結が必要です。

農業者の老後の生活の収入は、

国民年金＋農業者年金が基本です。国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万～24万円必要で、月額約10万円不足になります。農業者年金が不足分をカバーします。

2 若年層には保険料の国庫補助 による手厚い政策支援

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 39歳までに加入
- 農業所得が90万円以下
- 認定農業者で青色申告者等の要件を満たせば、保険料の国庫補助を受けられます。



3 税制面で大きな優遇。支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になります

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます（ただし、保険料の国庫補助を受けていない場合に限りられます）。

保険料控除分の節税額の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超 330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超 695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額を社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

また、年金を受け取る際には、公的年金による所得として、公的年金控除を受けることができます。

■途中脱退、再加入も可能です

保険料の支払いが厳しいときなどは、途中で脱退して保険料の支払いを一時停止することができます。この場合、納められた保険料については、脱退後も農業者年金基金が運用を続け、将来、年金として支給されます（脱退一時金はありません）。また、加入要件を満たせばいつでも再加入でき、年金原資の積み立てを再開できます。

